

I. 振動に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成29年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は3,229件であった。これは、前年度(3,252件)と比べて23件(0.7%)の減少となった(図1)。

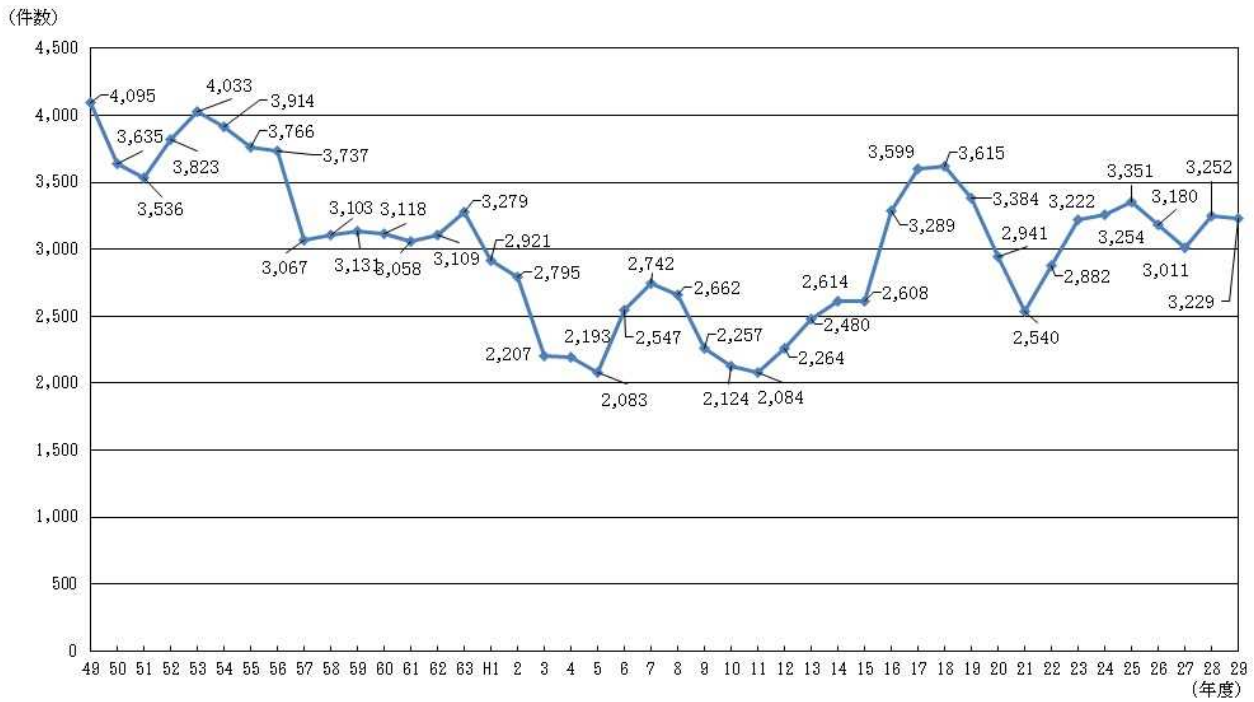


図1 振動苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成 29 年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が 2,178 件（全体の 67.5%）で最も多く、次いで工場・事業場 525 件（同 16.3%）、道路交通 248 件（同 7.7%）、鉄道 39 件（同 1.2%）の順となっている（図 2、図 3）。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 12 件（0.5%）、工場・事業場に係る苦情が 34 件（6.1%）、道路交通に係る苦情が 7 件（2.7%）減少し、鉄道に係る苦情が 15 件（62.5%）増加した。

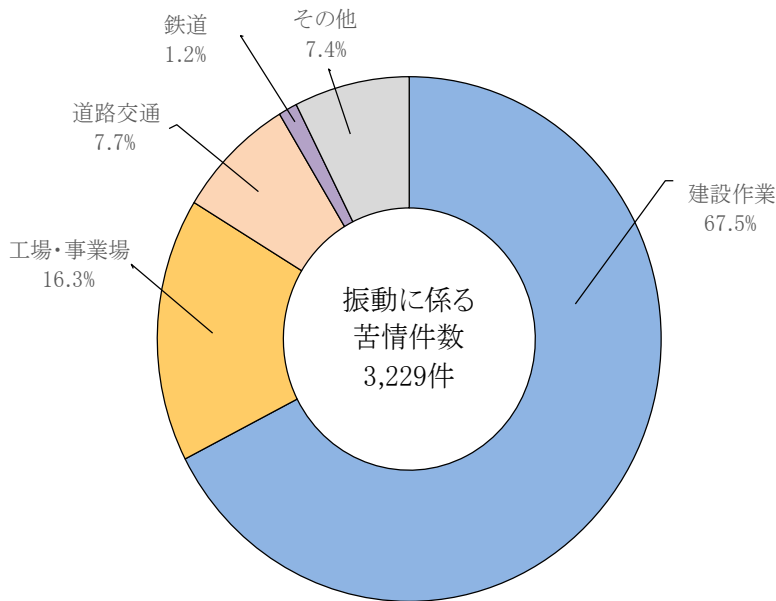


図2 苦情件数の発生源別内訳(平成 29 年度)

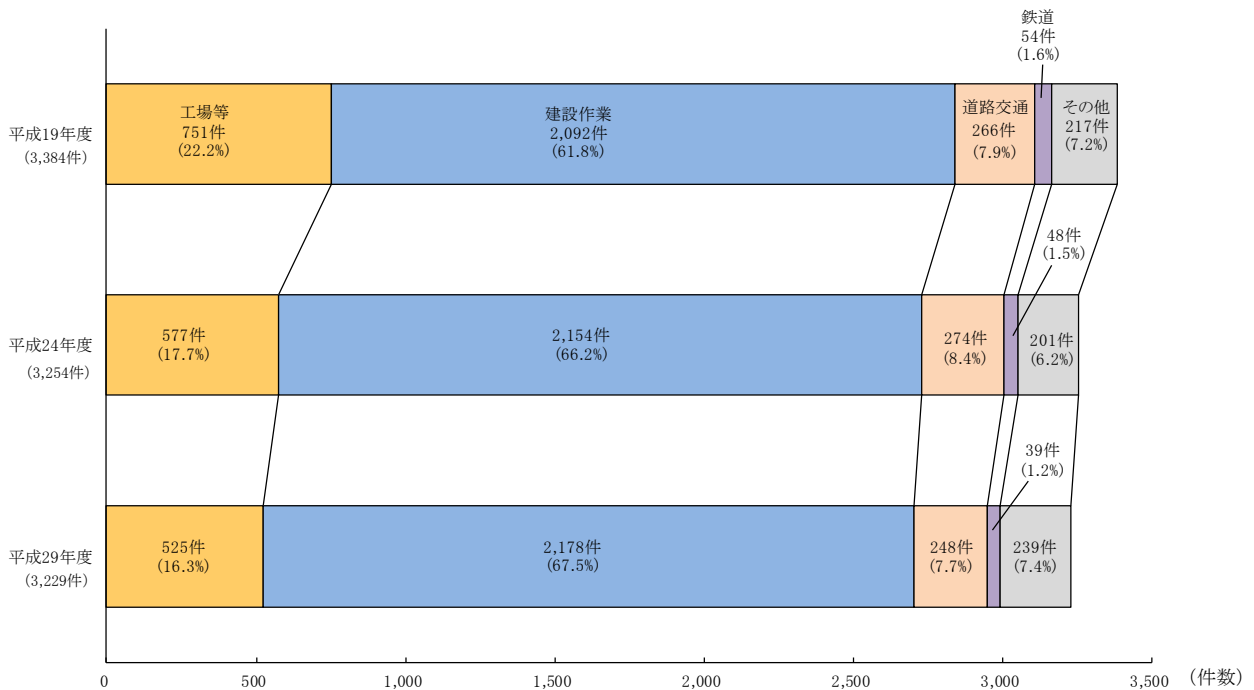


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成29年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の843件が最も多く、次いで大阪府が376件、愛知県が283件、神奈川県が275件、埼玉県が258件となっている。振動苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の63.0%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった。(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数（上位5都道府県）

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	843	東京都	61
2	大阪府	376	大阪府	43
3	愛知県	283	千葉県	38
4	神奈川県	275	愛知県	38
5	埼玉県	258	埼玉県	35
	全国	3,229	全国平均	25

※人口は平成29年10月1日の総務省統計局推計人口による。

表2 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成28年度	平成29年度	増減	増減率	都道府県	平成28年度	平成29年度	増減	増減率
北海道	88	70	△18	△20.5%	滋賀県	15	8	△7	△46.7%
青森県	9	18	9	100.0%	京都府	47	58	11	23.4%
岩手県	1	5	4	400.0%	大阪府	361	376	15	4.2%
宮城県	36	30	△6	△16.7%	兵庫県	102	88	△14	△13.7%
秋田県	6	4	△2	△33.3%	奈良県	9	6	△3	△33.3%
山形県	9	10	1	11.1%	和歌山県	7	3	△4	△57.1%
福島県	17	20	3	17.6%	鳥取県	10	4	△6	△60.0%
茨城県	56	48	△8	△14.3%	島根県	3	1	△2	△66.7%
栃木県	19	10	△9	△47.4%	岡山県	40	45	5	12.5%
群馬県	30	33	3	10.0%	広島県	43	45	2	4.7%
埼玉県	257	258	1	0.4%	山口県	8	13	5	62.5%
千葉県	245	239	△6	△2.4%	徳島県	9	5	△4	△44.4%
東京都	888	843	△45	△5.1%	香川県	12	11	△1	△8.3%
神奈川県	268	275	7	2.6%	愛媛県	20	6	△14	△70.0%
新潟県	37	30	△7	△18.9%	高知県	7	3	△4	△57.1%
富山県	4	4	0	0.0%	福岡県	75	84	9	12.0%
石川県	10	8	△2	△20.0%	佐賀県	8	7	△1	△12.5%
福井県	7	13	6	85.7%	長崎県	8	8	0	0.0%
山梨県	12	4	△8	△66.7%	熊本県	56	60	4	7.1%
長野県	12	21	9	75.0%	大分県	10	12	2	20.0%
岐阜県	27	22	△5	△18.5%	宮崎県	5	16	11	220.0%
静岡県	72	58	△14	△19.4%	鹿児島県	25	23	△2	△8.0%
愛知県	237	283	46	19.4%	沖縄県	3	9	6	200.0%
三重県	22	32	10	45.5%	合計	3,252	3,229	△23	△0.7%

△は減少を示す

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

I (2) で示したとおり、平成 29 年度の工場・事業場に対する苦情総数は 525 件であり、そのうち振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、126 件 (全体の 24.0%) であった。また、建設作業に対する苦情総数 2,178 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は 659 件 (全体の 30.3%) となっている (表 3)。

表 3 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

発生源の種類 年 度		工 場 ・ 事 業 場					建 設 作 業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成 28 年度	件数	135	7	344	73	559	632	19	1,477	62	2,190
	%	24.2%	1.3%	61.5%	13.1%	100.0%	28.9%	0.9%	67.4%	2.8%	100.0%
平成 29 年度	件数	126	10	319	70	525	659	14	1,433	62	2,178
	%	24.0%	1.9%	60.8%	13.3%	100.0%	30.3%	0.6%	65.8%	2.8%	100.0%

Ⅱ. 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 29 年度末時点で、全国の市区町村数の 70.9%に当たる 1,234 市区町村であった（表 4）。

表 4 振動規制法地域指定の状況（平成 29 年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	791	23	744	183	1,741
振動規制法地域指定	754	23	418	39	1,234
割合 (%)	95.3%	100.0%	56.2%	21.3%	70.9%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、平成 29 年度末時点で 129,706 件であり、前年度（124,744 件）より 4,962 件増加している（表 5）。また、特定施設の総数は 854,515 件で前年度（827,373 件）より 27,142 件増加している（表 6 の②）（前年度に未報告の地方公共団体に対して報告を促した結果、増加したもの）。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として圧縮機を届け出ているものが 35.9%と最も多く、次いで、金属加工機械が 29.8%、織機が 13.7%の順となっている（表 6 の①）。

特定施設の届出数の内訳をみると、金属加工機械が 31.0%、織機が 27.7%、圧縮機が 25.0%とこれら 3 施設で全体の 8 割以上を占めている（表 6 の②）。

表 5 特定工場等総数の最近の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定工場等総数	124,698	124,744	129,706
対前年度比 (増減率)	△ 1,837 △1.5%	46 0.0%	4,962 4.0%

△は減少を示す。

表 6 法に基づく届出件数（平成 29 年度末現在）

①特定工場等総数

②特定施設総数

主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	38,630	29.8%	金属加工機械	264,650	31.0%
圧縮機	46,615	35.9%	圧縮機	213,479	25.0%
土石用破碎機等	4,218	3.3%	土石用破碎機等	20,207	2.4%
織機	17,801	13.7%	織機	237,098	27.7%
コンクリートブロックマシン等	818	0.6%	コンクリートブロックマシン等	2,384	0.3%
木材加工機械	2,380	1.8%	木材加工機械	4,448	0.5%
印刷機械	9,772	7.5%	印刷機械	36,522	4.3%
ロール機	676	0.5%	ロール機	3,831	0.4%
合成樹脂用射出成形機	7,162	5.5%	合成樹脂用射出成形機	62,243	7.3%
鋳造型機	1,175	0.9%	鋳造型機	5,645	0.7%
不明	459	0.4%	不明	4,008	0.5%
計	129,706	100.0%	計	854,515	100.0%

注)「不明」は、特定施設別に分けて管理していない地方公共団体があるため。

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成 29 年度中の特定建設作業実施届出件数は 44,361 件（前年度 42,283 件）であり（表 7）、その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が 38,643 件（同 36,418 件）、くい打機等を使用する作業が 4,926 件（同 4,991 件）の順となっており、これらが大部分を占めている（表 8）。

表 7 特定建設作業件数の最近の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定工場等総数	40,133	42,283	44,361
対前年度比 (増減率)	1,330 (3.4%)	2,150 (5.4%)	2,078 (4.9%)

表 8 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,926	11.1%
鋼球を使用して破壊する作業	10	0.0%
舗装版破碎機を使用する作業	782	1.8%
ブレーカーを使用する作業	38,643	87.1%
計	44,361	100.0%

Ⅲ. 振動規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

I (4) に示すとおり、平成 29 年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 126 件（前年度 135 件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査が 76 件（同 87 件）、報告の徴収が 13 件（同 13 件）、振動の測定が 28 件（同 34 件）であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは 2 件（同 5 件）であり、改善勧告及び改善命令は 0 件（同 0 件）だった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が 61 件（同 91 件）行われた（表 9）。

表 9 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度
立入検査	87	76
報告の徴収	13	13
振動の測定	34	28
（うち基準超過）	5	2
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	91	61
（参考）苦情件数	135	126

注）苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

I (4) に示すとおり、平成 29 年度の振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は、659 件（前年度 632 件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査 465 件（同 451 件）、報告の徴収 83 件（同 68 件）、振動の測定 84 件（同 114 件）であった。測定の結果、基準を超えていたものは 5 件（同 3 件）であり、改善勧告及び改善命令は 0 件（同 0 件）だった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が 388 件（同 497 件）行われた（表 10）。

表 10 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度
立入検査	451	465
報告の徴収	68	83
振動の測定	114	84
（うち基準超過）	3	5
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	497	388
（参考）苦情件数	632	659

注）苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

平成 29 年度の振動規制法の指定地域内における道路交通振動の苦情は 209 件（前年度 222 件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が 61 件（同 73 件）であり、測定の結果、要請限度を超えていたものは 4 件（同 0 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する要請及び道路管理者に対する要請は 0 件（同 0 件）だった。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が 7 件（同 2 件）、道路管理者に対する措置依頼が 85 件（同 82 件）行われた（表 11）。

表 11 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度
振動の測定	73	61
（うち要請限度超）	0	4
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への要請	0	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	2	7
要請以外の道路管理者への措置依頼	82	85
（参考）苦情件数	222	209

注）苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。